

宇部市若者起業家チャレンジ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生等の若者（以下「若者」という。）の起業や地元定着、地域産業活性化を目指し、「起業コミュニティ」を活用して得られたアイデア、研究シーズの事業化等に対し、ビジネスモデルの検証や事業に必要な資金の一部を支援することで、若者が起業にチャレンジしやすい環境を作り、ビジネス人材の育成を図ることを目的として、宇部市若者起業家チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) うべスタートアップを拠点とする起業コミュニティに登録している者であること。
- (2) 第5条に規定する交付申請日の属する年度の4月1日の年齢が18歳以上40歳未満の者であること。
- (3) 第5条に規定する交付申請時点において、事業を営んでいない者であること。
- (4) 第3条に規定する補助対象事業のうち起業に関する取組において、起業時に事業所等を市内に置く意思があること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宇部市が賦課徴収する市税について滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、成長産業分野（「医療・健康関連」、「環境・エネルギー関連」をはじめ、今後、様々な分野への展開が期待される宇宙産業・DX・バイオ等の次世代技術に関連する産業）における起業や起業に向けた実証事業に関する取組とし、第6条第1項の交付決定通知書に記載の交付決定日以降に着手し、当該年度の2月末日までに完了する事業とする。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は補助対象外とする。

(補助金の額等)

第4条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 前項の規定における補助金の額の算定において、補助率は9/10以内、補助上限額は1,500千円とし、補助対象経費は別表のとおりとする。
- 3 前項の規定により算定された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、宇部市若者起業家チャレンジ補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付す

ることが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、宇部市若者起業家チャレンジ補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定した場合においては、宇部市若者起業家チャレンジ補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（補助事業の内容変更等）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）が当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、宇部市若者起業家チャレンジ補助金変更申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額のうち20パーセント以内の減額の変更をする場合で、かつ、補助事業の目的に影響のない程度の事業計画の細部を変更する場合においては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めるときは、交付決定に係る内容の変更を承認し、宇部市若者起業家チャレンジ補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金交付決定額は、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を超えないものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、申請内容の変更が適当でないとき、宇部市若者起業家チャレンジ補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項に規定する承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止）

第8条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに宇部市若者起業家チャレンジ補助金中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過した日又は第5条の申請書を提出した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、宇部市若者起業家チャレンジ補助金実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、第6条第1項に規定する交付決定（第7条第2項の規定による承認をしたときは、同項に規定する変更交付決定をいう。以下「交付決定等」という。）の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市若者起業家チャレンジ補助金交付確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者（第12条の規定により概算払を受けた者を除く。）は、前条の規定

による通知（以下「確定通知」という。）を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市若者起業家チャレンジ補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定等のあった補助金の額の範囲内でその全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、宇部市若者起業家チャレンジ補助金概算払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（概算払の精算）

第13条 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、宇部市若者起業家チャレンジ補助金概算払精算書（様式第12号）を作成し、第9条の実績報告書に添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前条の規定により概算払を受けた補助事業者について、第10条の規定により補助金の額を確定したときは、当該補助金の確定額をもって精算を行うものとする。
- 3 前項の精算により不足額が生じた補助事業者は、確定通知を受けたときは、速やかに宇部市若者起業家チャレンジ補助金精算払請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
- 4 第2項の精算により過払額が生じた補助事業者は、確定通知を受けたときは、市長が指定する期限までに当該過払額を返還しなければならない。
- 5 第11条第2項の規定は、第3項の場合について準用する。

（交付決定等の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該補助事業者に対し、宇部市若者起業家チャレンジ補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 第8条の中止届の提出があったとき。
 - (3) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
 - (4) この要綱又は補助金の交付決定等の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
 - (5) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めたとき。
- 2 前項の規定は、第10条の規定により補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により交付決定等の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、宇部市若者起業家チャレンジ補助金返還命令書（様式第15号の1）により、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第13条第4項の規定により過払額が生じた場合は、宇部市若者起業家チャレンジ補助金返還命令書（様式第15号の2）により、補助事業者に対し、期限を定めてそ

の返還を命ずるものとする。

- 3 前2項の規定により、補助金の返還命令を受けた補助事業者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(報告及び調査)

第17条 市長は、補助事業の成果等、必要と認める事項について、補助事業者に対し報告を求めることができる。

- 2 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行うときは、その調査に協力しなければならない。

(是正のための措置)

第18条 市長は、第9条の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、補助事業者に対し、これに適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 第9条の規定は、補助事業者が前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合について準用する。

(財産の管理)

第19条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した第20条第1項に掲げる財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第16号）を備え、管理しなければならない。

(財産の処分)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した取得財産等で次の各号に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、及び担保に供しようとするときは、あらかじめ、財産処分届出書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(1) 取得価格又は効用の増加した額が1点につき50万円以上の設備、構築物及び備品

(2) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

- 2 市長は、前項の規定に基づき取得財産等を処分したことにより補助事業者が収入を得たときは、交付した補助金のうち当該収入額に相当する額について、宇部市若者起業家チャレンジ補助金返還命令書（様式第18号）により、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 3 前項の規定により、返還命令を受けた補助事業者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この要綱は、令和7年6月23日から施行する。

附 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

費目	費目小区分	補助対象経費
設備費	設備導入費	設備・機器等の導入設置やリース等に係る経費（据付・保守経費含む。）
	構築物の設置・改修費	構築物の設置や改修等に係る経費
	備品購入費	備品等の購入、リース等に係る経費
事業費	謝金	外部専門家等からの指導助言等に対する謝金
	旅費	事業を実施するために必要な旅費
	通信運搬費	事業に必要な通信費、運搬経費等に要する経費
	原材料費	主要原材料、副資材の購入に要する経費や、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費
	使用料及び賃借料	会場等の借料等に要する経費、事務所等の家賃、駐車場代
	委託費・外注費	事業の一部を外部に委託する経費 事業に必要となる加工等を外注する経費
	光熱水費	事業に係る電気・ガス・水道代等
	販売促進費	宣伝、広告に係る経費
	消耗品費	事業を実施するために必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費
	特許出願等経費	日本国特許庁及び外国特許庁への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に係る弁理士に要する経費
その他	上記に係る経費以外で特に必要と認められる経費	

※補助対象とならない経費（以下に例示）

- ・当該補助事業完了後に、補助事業以外の目的で使用可能なものの備品購入費等（事務処理用パソコン、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等）
- ・補助金の交付決定日前に発注、購入、契約しているもの
- ・補助金申請日の属する年度の2月末までに納品、検収、支払いが完了していないもの
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・国、県等の他の補助金、助成金が充当される費用
- ・国、県等の他の事業により費用が負担軽減されるなど、実質的に支援の対象となる経費
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・鑑賞、ペット、一時的な展示等を目的とした動植物の購入に係る経費
- ・公的な資金の用途として、社会通念上不相当と認められる経費